

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（省 略）</p> <p>2 法第二条第二号ロに規定する政令で定める申請等は、次に掲げる申請等とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 出入国管理及び難民認定法第五十七条第一項、第二項、第五項又は第七項（報告の義務）の規定による報告（同項の規定による報告については、乗員上陸の許可を受けた者に係るものに限る。）</p> <p>三（省 略）</p> <p>3～7（省 略）</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（省 略）</p> <p>2 法第二条第二号ロに規定する政令で定める申請等は、次に掲げる申請等とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 出入国管理及び難民認定法第五十七条第一項、第二項、第四項又は第五項（報告の義務）の規定による報告（同項の規定による報告については、乗員上陸の許可を受けた者に係るものに限る。）</p> <p>三（省 略）</p> <p>3～7（省 略）</p>